

『エコアクション21地域事務局北海道』認証・登録制度実施要領

1. 総 則

本要領は、社団法人北海道商工会議所連合会が、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES-CFS）（以下、「中央事務局」という。）より認定された「エコアクション21地域事務局北海道」のエコアクション21認証・登録制度を公正かつ円滑に運営するため定める。

2. 「地域事務局北海道」の運営体制

2.1 認証・登録の体制

エコアクション21認証・登録制度は、以下の体制で運営する。

(1) 地域事務局北海道

エコアクション21認証・登録他に係る地域事務局としての事務をエコアクション21地域事務局北海道（以下、「地域事務局北海道」という。）が実施する。

(2) 委員会等

地域事務局北海道に諮問機関として、「エコアクション21地域事務局北海道運営委員会」（以下「地域運営委員会」という。）及び「エコアクション21地域事務局北海道判定委員会」（以下、「地域判定委員会」という。）を置く。

3. エコアクション21における事業者の認証・登録

3.1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21において認証・登録を受けるためには、事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組みを適切に実施し、認定登録されたエコアクション21審査人（以下、「審査人」という。）による所定の審査を受審し、地域判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項への適合が認定されていなければならない。

(1) ガイドラインの要求事項に基づき、計画（Plan）計画の実施（Do）、取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築している。

(2) ガイドラインの要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用・維持している。

(3) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減など）を適切に実施している。

(4) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境関連法規を遵守する仕組みを構築し、機能している。

(5) ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表している。

3.2 エコアクション21審査人による審査

エコアクション21の取組を実施した事業者（以下、「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、審査人による登録審査を受審しなければならない。

(1) 受審事業者は、登録審査申込書に環境活動レポート及びその他の必要書類を添えて、エコアクション21の登録審査（書類審査及び現地審査）を地域事務局北海道に申し込む。

(2) 地域事務局北海道は、受審事業者からの申し込みを受け付け、これを受付簿及び受審事業者

一覧表に取りまとめ、整理する。

- (3) 地域事務局北海道は、受審事業者の希望に応じて、登録審査を担当する審査人を紹介又は斡旋する。
- (4) 受審事業者は、審査人を指名し、地域事務局北海道に通知する。
- (5) 地域事務局北海道は、指名された審査人にその旨を連絡し、審査人の了解を得る。
- (6) 指名された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲、審査工数及び現地審査の日程等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、受審事業者及び地域事務局北海道に送付する。
- (7) 受審事業者は、登録審査計画書の内容に疑義等がなければ、審査人に必要書類を送付し、書類審査を受審する。
- (8) 審査人は書類審査の結果を（不適合があれば是正処置後）エコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付する。
- (9) 書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審する。
- (10) 現地審査によりガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合は、審査人は、地域事務局北海道にエコアクション21登録審査報告書（以下、「審査報告書」という。）環境活動レポート、審査で収集した文書、記録、その他の資料一式を提出する。なお、ガイドラインの要求事項に適合しているが、改善を必要とする事項等があった場合は、受審事業者はその対応策を審査人と協議の上、必要な取組を実施する。
- (11) 受審事業者は、認証・登録申込書、認証・登録契約書、その他必要書類に、審査人の認証・登録推薦書を添えて、地域事務局北海道に認証・登録を申請し、地域事務局北海道は地域判定委員会を開催し、認証・登録について審議する。
- (12) 受審事業者は、審査人の審査結果について異議がある場合は、地域判定委員会に異議を申し立てることができる。
- (13) 受審事業者は、審査人からの請求に基づき、当該登録審査に係る費用及び旅費を、直接支払う。

3.3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づく審査の申込をした受審事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければならない。

3.4 地域判定委員会による審議

地域判定委員会による審議は、次の手順によって行う。

- (1) 地域判定委員会は、審査人から提出された審査報告書、環境活動レポート等により、認証・登録の可否を審議し、判定し、地域事務局北海道へ判定結果を報告する。
- (2) 地域事務局北海道は、受審事業者へ地域判定委員会の判定結果を通知するとともに中央事務局へ地域判定委員会判定結果、登録審査申込書、審査報告書、環境活動レポート、認証・登録推薦書及びその他必要書類を送付する。
- (3) 受審事業者は、地域判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができる。

3.5 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行われる。

- (1) 中央事務局は、地域判定委員会の審議によりガイドラインの要求事項に適合していると判定した場合は、判定結果を受審事業者に通知するとともに、認証・登録申請書、「エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書」(以下、「契約書」という。)及びその他の資料を送付する。
- (2) 通知を受けた受審事業者は、中央事務局が定める認証・登録料及び振込み手数料を負担の上、銀行振り込みにて納付し、契約書に署名、押印の上、認証・登録申請書とともに中央事務局へ返送する。
- (3) 中央事務局は、認証・登録料の振込みを確認し、認証・登録契約を受審事業者と締結した後、認証・登録証を発行し、受審事業者を「エコアクション21認証・登録事業者」(以下、「認証・登録事業者」という。)として認証・登録する。
- (4) 中央事務局は、認証・登録事業名、認証・登録範囲及び環境活動レポートを、ホームページにより公表する。また、必要に応じて追録・改訂をする。

3.6 認証・登録の期間及びエコアクション21ロゴマーク

- (1) 認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より2年間とする。
- (2) 「エコアクション21ロゴマーク」は、中央事務局が定める「エコアクション21ロゴマーク使用規程」に基づき使用することができる。

3.7 中間審査

中間審査は、次の手順で行う。

- (1) 事業者は、認証・登録を受けた後、原則として11ヵ月後から1年1ヵ月後以内に、審査人による所定の中間審査を受審しなければならない。
- (2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として現地審査を実施するが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて現地審査を実施する。
- (3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に重大な不適合が発見された場合は、審査人から改善の指示を行い、改善されない場合は地域判定委員会の審議の上、その結果、認証・登録の一時停止あるいは取り消しを「中央事務局」へ提起する場合がある。

3.8 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければならない。
- (2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、地域判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができる。
- (3) 更新審査の手続き等は、本規程の3.1~3.5を準用する。

3.9 認証・登録範囲の変更

認証・登録事業者が、その認証・登録期間中に認証・登録の範囲の拡大を希望する場合は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録範囲の拡大を希望する認証・登録事業者は、中央事務局が定める書式により、中

中間審査申込時に地域事務局北海道へ、認証・登録範囲の拡大を申し込む。又は、中間審査実施時に審査人と協議の上、認証・登録範囲の拡大を申し込む。

- (2) 地域事務局北海道は、申込内容を確認し、原則として審査人の中間審査又は更新審査の際に、拡大する部分の追加審査を実施する。
- (3) 地域判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録範囲の拡大部分の認証・登録の可否を審議する。審議の手順については、3.4の規程を準用する。
- (4) 認証・登録範囲を拡大した場合、中央事務局と、認証・登録事業者との間で、認証・登録契約を再締結し、新たな認証・登録証が発行される。
- (5) 中間審査における、認証・登録範囲の拡大により、認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分との料金の差額を納付する。
- (6) 中間審査において認証・登録範囲を拡大した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とする。

3.10 受審事業者の機密等の保持

地域事務局北海道及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともにその機密を保持し、これらを第三者に開示しない。

ただし、法的要請による場合は、受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は認証・登録契約終了後も継続する。なお、審査人は、機密保持を含む遵守事項について、中央事務局に誓約書を提出する。

4. その他の業務

- (1) エコアクション21制度の普及促進を図ること。
- (2) 地域のエコアクション21審査人の能力向上を図るため必要な取組を行うこと。

5. 他制度との相互認証

エコアクション21と同等とみなされる地域で実施されている環境マネジメントシステム認証制度等との相互認証については、中央事務局と協議する。

6. 規程等の制定

事務局は、運営委員会との審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程等を定める。

[附則]

この実施要領は、平成19年5月1日から施行する。

参 考

【認証・登録料（2年分）】

従 業 員 数	料 金
10人以下	50,000円+ 2,500円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+ 5,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+ 7,500円（消費税）
501人以上	200,000円+10,000円（消費税）

※ 従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。

※ 複数枚の認証・登録証を希望する場合は、2枚目以降1枚につき5,000円+250円（消費税）の費用が必要となります。

※ 認証・登録期間中に、認証・登録範囲の変更により、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行する場合で、認証・登録料の従業員数の区分が変わらない場合は、判定委員会等の事務経費及び新たな認証・登録証の交付費用として、事業者は10,000円+500円（消費税）が必要となります。

【標準審査工数表：登録審査】

従業員数	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事務所	製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事務所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	4人日
101人以上	5人日以上	6人日以上

【標準審査工数表：中間審査（認証・登録後11ヵ月～1年1ヵ月）】

従業員数	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事務所	製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事務所
30人以下	1人日	2人日
31人以上100人以下	1人日	2人日
101人以上	2人日以上	3人日以上

【標準審査工数表：更新審査（認証・登録後2年以内）】

従業員数	サービス業、流通業、事務所等、比較環境負荷が少ないと考えられる事務所	製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事務所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	2人日	3人日
101人以上	3人日以上	4人日以上

※ 審査人の1人日当たりの審査費用は、52,500円/人日（消費税込）です。

※ 審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

【産業廃棄物処理業者の標準審査工数表】

従業員数	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
10人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
11人以上30人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人日	3人日	6人以上	5人以上

備考1 中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とします。

備考2 現地審査が2人日以上となる受審事業者の審査は、2名の審査人が分担して審査することを基本とします。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。ですので、事業所が単数で、部門も複数無いような小規模の事業者においては、複数の審査人が一緒に審査を行うこととなります。

備考3 事業所が複数有る場合は、移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とします。